

議案第102号

東京都板橋区立東板橋公園及び東京都板橋区立徳丸ヶ原公園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立東板橋公園及び東京都板橋区立徳丸ヶ原公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東京都板橋区立東板橋公園	東京都板橋区板橋三丁目50番1号
東京都板橋区立徳丸ヶ原公園	東京都板橋区高島平八丁目24番1号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人ハーモニィセンター

東京都渋谷区代々木神園町三丁目1番地国立オリンピック記念青少年総合センター内

3 指定の期間

令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

東板橋公園及び徳丸ヶ原公園の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。